

●香川県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和2年5月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和2年1月31日	コトブキ調剤薬局	善通寺市善通寺町4丁目7番25号
令和2年2月25日	ナショナル薬局みの	三豊市三野町大見甲3623番地2
令和2年3月31日	林田調剤薬局	坂出市林田町3331番地3
令和2年3月31日	姫浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜869番地1
令和2年3月31日	ハッピー薬局こぐま店	さぬき市志度カシキ4450番地6